


自己点検評価票

放課後等デイサービス

法人名	株式会社アインバンド
法人代表者の職・氏名	代表取締役 松尾泰一郎 
事業所名	たんぽぽ長嶺
自己評価実施日	平成 29年 2月 1日
担当職員	堤健二郎

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
第1 基本方針					法第21条の5の18	
	(1) 放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。	適・否		条例第3条1項	平24厚令15第3条第4項	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。	適・否		条例第3条2項	平24厚令15第3条第2項	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適・否		条例第3条3項	平24厚令15第3条第3項	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	適・否		条例第3条4項	平24厚令15第3条第4項	
	(5) 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。	適・否		条例第73条	平24厚令15第65条	
第2 人員に関する基					法第21条の5の18第1項	
1 従業者の員数	(1) 指定放課後等デイサービス事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適・否		条例第74条1項	平24厚令15第66条	
	① 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適・否		条例第74条1項	平24厚令15第66条第1項	
	② 児童発達支援管理責任者 1以上	適・否		条例第74条1項	平24厚令15第66条第1項	
	③ 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)が置かれているか。(この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。)	適・否		条例第74条2項	平24厚令15第66条第2項	
	④ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 イ 嘱託医 1以上 ロ 看護師 1以上 ハ 児童指導員又は保育士 1以上 ニ 機能訓練担当職員 1以上 ホ 児童発達支援管理責任者 1以上	適・否		条例第74条3項	平24厚令15第66条第3項	
	(3) (1)①の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。	適・否		条例第74条5項	平24厚令15第66条第5項	
	(4) (1)②に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。	適・否		条例第74条6項	平24厚令15第66条第6項	

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
2 管理者	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	適 否		条例第75条（第7条準用）	平24厚令15第67条（第7条）	
第3 設備に関する基準					法第21条の5の18第2項	
設備	(1) 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	適 否		条例第76条1項	平24厚令15第68条第1項	
	(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	適 否	パソコン	条例第76条2項	平24厚令15第68条第2項	
	(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	適 否		条例第76条3項	平24厚令15第68条第3項	
第4 運営に関する基準					法第21条の5の18第2項	
1 利用定員	指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。	適 否		条例第77条	平24厚令15第69条	
2 通所利用者負担額の受領	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	適 否		条例第78条1項	平24厚令15第70条第1項	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	適 否		条例第78条2項	平24厚令15第70条第2項	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該通所給付決定保護者から適切に受け	適 否		条例第78条3項	平24厚令15第70条第3項	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	適 否		条例第78条4項	平24厚令15第70条第5項	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	適 否		条例第78条5項	平24厚令15第70条第6項	
3 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適 否		条例第79条（第12条1項準用）	平24厚令15第71条（第12条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	適 否		条例第79条（第12条2項準用）	平24厚令15第71条（第12条第2項）	

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
4 契約支給量の報告等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該指定放課後等デイサービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	適・否		条例第79条（第13条1項準用）	平24厚令15第71条（第13条第1項）	
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第79条（第13条2項準用）	平24厚令15第71条（第13条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第79条（第13条3項準用）	平24厚令15第71条（第13条第3項）	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第79条（第13条4項準用）	平24厚令15第71条（第13条第4項）	
5 提供拒否の禁止	指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。	適・否		条例第79条（第14条準用）	平24厚令15第71条（第14条）	
6 連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第79条（第15条準用）	平24厚令15第71条（第15条）	
7 サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第79条（第16条準用）	平24厚令15第71条（第16条）	
8 受給資格の確認	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第79条（第17条準用）	平24厚令15第71条（第17条）	
9 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第79条（第18条1項準用）	平24厚令15第71条（第18条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第79条（第18条2項準用）	平24厚令15第71条（第18条第2項）	
10 心身の状況等の把握	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第79条（第19条準用）	平24厚令15第71条（第19条）	
11 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第79条（第20条1項準用）	平24厚令15第71条（第20条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第79条（第20条2項準用）	平24厚令15第71条（第20条第2項）	
12 サービスの提供の記録	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。	適・否		条例第79条（第21条1項準用）	平24厚令15第71条（第21条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、（1）の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第79条（第21条2項準用）	平24厚令15第71条（第21条第2項）	

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
13 指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適 否		条例第79条（第22条1項準用）	平24厚令15第71条（第22条第1項）	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適 否		条例第79条（第22条2項準用）	平24厚令15第71条（第22条第2項）	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、通所利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	適 否		条例第79条（第24条準用）	平24厚令15第71条（第24条）	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により市町から指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。	適 否		条例第79条（第25条1項準用）	平24厚令15第71条（第25条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	適 否		条例第79条（第25条2項準用）	平24厚令15第71条（第25条第2項）	
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	(1) 指定放課後等デイサービスは、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することが出来るよう、適切に提供されているか。	適 否		条例第79条（第26条1項準用）	平24厚令15第71条（第26条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しているか。	適 否		条例第79条（第26条2項準用）	平24厚令15第71条（第26条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図っているか。	適 否		条例第79条（第26条3項準用） 【独自基準】	平24厚令15第71条（第26条第3項）	
	(4) 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めているか。	適 否		条例第79条（第26条4項準用） 【独自基準】		

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
17 放課後等デイサービス計画の作成等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。 ※整備法附則第22条第2項の規程により指定を受けたものとみなされている指定放課後等デイサービス事業者については、平成27年3月31日までの間、児童発達支援管理責任者を置かない時は、管理者が放課後等デイサービス責任者の業務を行っているか。（以下、同様とする。）	適・否		条例第79条（第27条1準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第1項）	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第79条（第27条2準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第2項）	
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行なっているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第79条（第27条3準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第3項）	
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。 この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第79条（第27条4準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第4項）	
	(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否	場合によっては出来ないケースもある。	条例第79条（第27条5準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第5項）	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	適・否		条例第79条（第27条6準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第6項）	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	適・否		条例第79条（第27条7準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第7項）	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。	適・否		条例第79条（第27条8準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第8項）	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第79条（第27条9準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第9項）	
	(10) 放課後等デイサービス計画に変更のあった場合、（2）から（7）に準じて取り扱っているか。	適・否	（5）は場合により実施		平24厚令15第71条、附則第2条（第27条第10項）	
18 児童発達支援管理責任者の責務	放課後等デイサービス管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 ② 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第79条（第28条準用）	平24厚令15第71条、附則第2条（第28条）	
19 相談及び援助	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	必要に応じ提供時間外にも実施している	条例第79条（29条準用）	平24厚令15第71条（第29条）	
20 指導、訓練等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	適・否		条例第79条（第30条1項準用）	平24厚令15第71条（第30条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	適・否		条例第79条（第30条2項準用）	平24厚令15第71条（第30条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	適・否		条例第79条（第30条3項準用）	平24厚令15第71条（第30条第3項）	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	適・否		条例第79条（第30条4項準用）	平24厚令15第71条（第30条第4項）	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	適・否		条例第79条（第30条5項準用）	平24厚令15第71条（第30条第5項）	

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	適 否		条例第79条（第32条1項準用）	平24厚令15第71条（第32条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	適 否		条例第79条（第32条2項準用）	平24厚令15第71条（第32条第2項）	
22 緊急時等の対応	指定放課後等デイサービス事業者の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適 否		条例第79条（第34条準用）	平24厚令15第71条（第34条）	
23 通所給付決定保護者に関する市町への通知	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。	適 否		条例第79条（第35条準用）	平24厚令15第71条（第35条）	
24 管理者の責務	(1) 指定放課後等デイサービス事業者の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業者の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適 否		条例第79条（第36条1項準用）	平24厚令15第71条（第36条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者の管理者は、当該放課後等デイサービス事業者の従業者に指定障害児通所支援事業に関する基準等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適 否		条例第79条（第36条2項準用）	平24厚令15第71条（第36条第2項）	
26 勤務体制の確保等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供できるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	適 否		条例第79条（第38条1項準用）	平24厚令15第71条（第38条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業者の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	適 否		条例第79条（第38条2項準用）	平24厚令15第71条（第38条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適 否		条例第79条（第38条3項準用）	平24厚令15第71条（第38条第3項）	
27 定員の遵守	指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	適 否	熊本震災時のみ利用定員超えあり。	条例第79条（第39条準用）	平24厚令15第71条（第39条）	

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
28 非常災害対策	(1) 指定放課後等デイサービス事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	適 否		条例第79条（第40条1項準用）	平24厚令15第71条（第40条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適 否	年2回実施（7月・1月）	条例第79条（第40条2項準用）	平24厚令15第71条（第40条第2項）	
29 衛生管理等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。	適 否	サーバー使用後、浄水器にて対応。	条例第79条（第40条1項準用）	平24厚令15第71条（第41条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	適 否		条例第79条（第41条2項準用）	平24厚令15第71条（第41条第2項）	
30 掲示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営経程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適 否		条例第79条（第43条準用）	平24厚令15第71条（第43条）	
31 身体拘束等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	適 否		条例第79条（第44条1項準用）	平24厚令15第71条（第44条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適 否		条例第79条（第44条2項準用）	平24厚令15第71条（第44条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしているか。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。	適 否	対象児の保護者に支援計画に記載し説明と同意を得ている。	条例第79条（第44条3項準用） 【独自基準】		
32 虐待等の禁止	指定放課後等デイサービス事業所の従業員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	適 否		条例第79条（第45条準用）	平24厚令15第71条（第45条）	
33 秘密保持等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 否		条例第79条（第47条1項準用）	平24厚令15第71条（第47条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 否		条例第79条（第47条2項準用）	平24厚令15第71条（第47条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	適 否		条例第79条（第47条3項準用）	平24厚令15第71条（第47条第3項）	
34 情報の提供等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適 否		条例第79条（第48条1項準用）	平24厚令15第71条（第48条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 否		条例第79条（第48条2項準用）	平24厚令15第71条（第48条第2項）	

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
35 利益供与等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 否		条例第79条（第49条1項準用）	平24厚令15第71条（第49条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)に掲げる者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。	適 否		条例第79条（第49条2項準用）	平24厚令15第71条（第49条第2項）	
36 苦情解決	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適 否		条例第79条（第50条1項準用）	平24厚令15第71条（第50条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 否		条例第79条（第50条2項準用）	平24厚令15第71条（第50条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 否		条例第79条（第50条3項準用）	平24厚令15第71条（第50条第3項）	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、知事又は市町長からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。	適 否		条例第79条（第50条4項準用）	平24厚令15第71条（第50条第4項）	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適 否		条例第79条（第50条5項準用）	平24厚令15第71条（第50条第5項）	
37 地域との連携等	指定放課後等デイサービス事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適 否		条例第79条（第51条1項準用）	平24厚令15第71条（第51条第1項）	
38 事故発生時の対応	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適 否		条例第79条（第52条1項準用）	平24厚令15第71条（第52条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適 否		条例第79条（第52条2項準用）	平24厚令15第71条（第52条第2項）	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 否		条例第79条（第52条3項準用）	平24厚令15第71条（第52条第3項）	
39 会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適 否		条例第79条（第53条準用）	平24厚令15第71条（第53条）	

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
40 記録の整備	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適 否		条例第79条（第54条1項準用）	平24厚令15第71条（第54条第1項）	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録 ② 放課後等デイサービス計画 ③ 偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等を受けた場合等による市町への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録	適 否		条例第79条（第54条2項準用）	平24厚令15第71条（第54条第2項）	
41 暴力団員等の排除	指定放課後等デイサービス事業者及び指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。	適 否		条例第79条（第55条準用） 【独自基準】		
42 運営規程	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	適 否		条例第79条（第37条準用）	平24厚令15第63条	
第5 変更の届出等					法第21条の5の19	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	適 否			法第21条の5の19第1項施行規則第18条の35第1項、同条第2項、同条第3項	
2 廃止又は休止の届出	(2) 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	適 否			法第21条の5の19第2項施行規則第18条の35第4項	

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
第6 業務管理体制の整備等					法第21条の5の25	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害児通所支援事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令順守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適 否			法第21条の5の25第1項 施行規則第18条の37	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害児通所支援事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく市長又は知事若しくは厚生労働大臣に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適 否			法第21条の5の19第2項 及び第3項 施行規則第18条の38	
第7 障害児通所給付費の算定及び取扱い					法第21条の5の3	
1 基本事項	(1) 指定放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第3により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定放課後等デイサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適 否 適 否			平24厚告122の一 平24厚告128 平24厚告122の二	
2 放課後等デイサービス給付費 (授業終了後に行う場合)	(1) 障害児又は重症心身障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。))をいう。以下同じ。)に就学している障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269)に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。))第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269)に適合するものとして市長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の1の注1 平24厚告269の八、九	
(休業日に行う場合)	(2) 障害児又は重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合 就学児又は平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に定める児童(以下「就学児等」という。)に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス等」という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の1の注2 平24厚告270七	
児童指導員等配置加算 (授業終了後) (主として重心児を 通わせる事業所を除く)	(3) 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269)に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の1の注3 平24厚告269の九	
(休業日) (主として重心児を 通わせる事業所を除く)	(4) 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269)に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の1の注4 平24厚告269の九	
定員超過利用減算・ 人員欠減算・通所支 援計画等未作成減算	(5) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たっては、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乘以得た額を算定しているか。 ① 障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の三のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 100分の95	適 否			平24厚告122別表第3の1の注5	
開所時間減算	(6) 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合(重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合を除く。)又は重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」に該当する場合には、所定単位数に「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」に定める割合を乘以得た額を算定しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の1の注6	
児童発達支援管理責任者専任加算	(7) 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において指定放課後等デイサービスを行った場合に、主として通わせる障害児の種別(障害児又は重症心身障害児)及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の1の注7	

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
3 指導員加配加算 (主として重心児を通わせる事業所を除く)	(8) 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準(平24厚告270)に適合する指導員(「児童指導員等」)又は指導員を1以上配置しているものとして市長に届け出た放課後等デイサービス事業所(2のうち児童指導員等配置加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合には算定していないか。	適・否			平24厚告122別表第3の1の注8 平24厚告号270の一	
	①児童指導員等を配置する場合 イ 利用定員が10人以下の場合 195単位 ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位 ハ 利用定員が21人以上の場合 78単位	適・否			平24厚告122別表第3の1の注8のイ	
	②指導員を配置する場合 イ 利用定員が10人以下の場合 183単位 ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位 ハ 利用定員が21人以上の場合 73単位	適・否			平24厚告122別表第3の1の注8のロ	
4 家庭連携加算	指定放課後等デイサービス事業所において、第2の1の規定により指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(放課後等デイサービス事業所従業者)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して就学時等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。	適・否			平24厚告122別表第3の2の注	
5 事業所内相談支援加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ただし、同一日に4の家庭連携加算又は6の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定していないか。	適・否	相談援助は実施しているが加算していない。		平24厚告122別表第3の2の注	
6 訪問支援特別加算	指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービスを利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービスの利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	適・否	相談援助は実施しているが加算していない。		平24厚告122別表第3の3の注	
7 利用者負担上限額管理加算	指定放課後等デイサービス事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第3の4の注	
8 福祉専門職員配置等加算					平24厚告122別表第3の5	
	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第3の5の注1	
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)の福祉専門職員配置加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。	適・否			平24厚告122別表第3の5の注2	
	(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)は算定していないか。 ①指定通所基準第71条規定により置くべき指導員又は保育士(②において「指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ②指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	適・否			平24厚告122別表第3の5の注3	

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
9 欠席時対応加算	指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを利用する就学児等が、あらかじめ指定放課後等デイサービス事業所の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定放課後等デイサービス事業者の従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の6の注	
10 特別支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス事業所を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第2の7の注 平24厚告269の十一	
11 医療連携体制加算					平24厚告122別表第3の8	
① 医療連携体制加算 (I)	医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児等に対する放課後等デイサービスを行うものとして放課後等デイサービス給付費を算定した場合については、算定しない。	適 否			平24厚告122別表第3の8の注1	
② 医療連携体制加算 (II)	医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2名以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重症心身障害児等に対する放課後等デイサービスを行うものとして放課後等デイサービス給付費を算定した場合については、算定しない。	適 否			平24厚告122別表第3の8の注2	
③ 医療連携体制加算 (III)	医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児等に対する放課後等デイサービスを行うものとして放課後等デイサービス給付費を算定した場合については、算定しない。	適 否			平24厚告122別表第3の8の注3	
④ 医療連携体制加算 (IV)	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、①若しくは②又は重症心身障害児等に対する放課後等デイサービスを行うものとして放課後等デイサービス給付費を算定した場合については、算定しない。	適 否			平24厚告122別表第3の8の注4	
12 送迎加算	(1) 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 就学児等（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の9の注1	
	(2) 重症心身障害児に対して行う場合 厚生労働大臣が定める施設基準（平24年厚告269）に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、障害児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の11の注2 平24厚告269の六の二	
13 延長支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準（平24厚告269）に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の10の注 平24厚告269の十二	
14 関係機関連携加算	(1) 関係機関連携加算(I)については、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の10の2の注1	
	(2) 関係機関連携加算(II)については、就学児等が就職予定の企業又はは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又はは官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	適 否			平24厚告122別表第3の10の2の注2	
15 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準（平24厚告270）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 2から14までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 2から14により算定した単位数の100分の33に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	適 否			平24厚告122別表第3の11の注 平24厚告270の九	

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
16 福祉・介護職員処遇改善特別加算	別に厚生労働大臣が定める基準（平24厚告270）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、2から14までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。 ただし、15の加算を算定している場合にあつては、算定しない。	適 <input checked="" type="radio"/> 否			平24厚告122別表第3の12の注 平24 厚告270の十	

(参照法令等)

法：児童福祉法（昭22法第164号）
 施行令：児童福祉法施行令（昭23令第74号）
 施行規則：児童福祉法施行規則（昭23厚省令第11号）
 平24厚令：児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚労省令第15号）
 平24厚告122：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24厚労省告示第122号）
 平24厚告128：厚生労働大臣が定める単位の単価を定める件（平成24厚労省告示第128号）
 平24厚告269：厚生労働大臣が定める施設基準（平厚労省告示第269号）
 平24厚告270：厚生労働大臣が定める児童等（平厚労省告示第270号）
 平24厚告271：厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数を乗じる割合（平成24厚労省告示271号）
 実施上の留意事項：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日付障発0330第16号）
 Q & A：「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年4月26日）」の送付について（平成24年4月26日事務連絡）
 条例：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平24年条例第93号）